



神奈川県労働局発表  
平成29年9月28日

担当	神奈川県労働局雇用環境・均等部
	指導課長 河野 治子
	課長補佐 諸星 伸男
	電話 045 - 211 - 7380

## 全国ハラスメント撲滅キャラバンの実施について

平成29年1月1日より、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置を講じることが事業主に義務づけられました。

事業主等への効果的な周知を図るため、神奈川県労働局では、平成29年11月1日から12月28日までを「全国ハラスメント撲滅キャラバン」と位置付け、以下を実施することとしました。

### 1. ハラスメント対応特別相談窓口の開設

事業主・労働者双方から、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに係る相談を中心に受け付ける特別相談窓口を平成29年11月1日～12月28日まで開設します。

→詳しくは別紙1

### 2. ハラスメント防止対策に係るセミナーの開催

日時：平成29年11月17日（金） 13：45～16：00

場所：横浜情報文化センター6階情文ホール

→詳しくは別紙2

# ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成29年11月1日（水）～平成29年12月28日（木）

## ハラスメント防止対策を講じていますか？

平成29年1月より改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、職場の妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて防止するための措置を講ずることが事業主に義務づけられました。

職場におけるハラスメントは労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者が能力を十分に発揮することの妨げにもなります。

それはまた、事業主にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。

この機会に、職場のハラスメント防止対策を見直しましょう。

### 神奈川県労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

電話番号 045-211-7380

住所 〒231-8434  
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とするハラスメント防止対策の方法や、労働者からハラスメントについて相談を受けた場合の対応方法についての不明点がありましたら、神奈川県労働局までお問い合わせください。
- その他、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関するご相談も受け付けています。
- また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇などの不利益取扱いは禁止されています。  
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法に基づく妊娠・出産・育児休業・介護休業に関する制度について知りたい、といったお問い合わせにも対応しています。

# ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成29年11月1日（水）～平成29年12月28日（木）

職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします

たとえば・・・

上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われた。

育児休業を取得後に復職しようとしたところ、事業主から転勤を命じられた。



近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。（男女雇用機会均等法第11条の2、育児・介護休業法第25条）

また、妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止されています。（男女雇用機会均等法第9条3項、育児・介護休業法第10条）

- 勤務先に相談しても対応してくれない、どこに相談したらいいかわからないなど、お困りの時は神奈川県労働局にご相談ください。
- また、妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります。育児や介護のためのさまざまな制度は男性も取得することができます。制度について知りたい場合も、ご相談ください。

相談して  
ください！

神奈川県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による紛争解決援助や調停会議による調停を行っています。

## 神奈川県労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

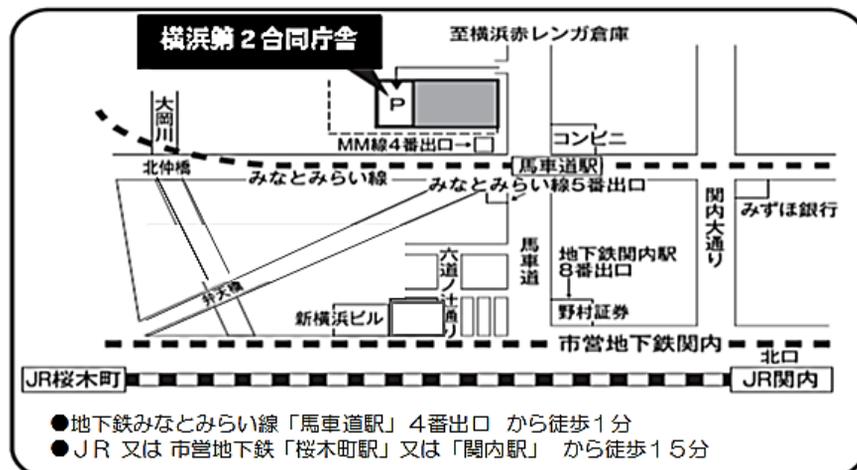
できるだけお早めのお時間の方がゆっくりご相談に応じられます。

なお、ご来庁の場合は相談スペースが埋まっているとお待ちいただく可能性もありますので、できる限り事前にお電話の上ご来庁ください。

電話番号 045-211-7380

住所 〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階



# 紛争自主解決支援セミナー

職場の

全国ハラスメント撲滅キャラバン

# ハラスメント

参加費  
無料

対処方法を分かり易く解説します。

日時 平成29年 **11** 月 **17** 日(金) **13:45 ~ 16:00**  
(受付開始 13:20 ~ )

場所 横浜情報文化センター6階 **情文ホール** 定員 200名  
(みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口:情文センター口 直結)

講演 「**効果的なハラスメント対応**」

講師

**田原 さえ子** 氏

特定社会保険労務士、元労働基準監督官



 神奈川県労働局

 神奈川県

お問い合わせ先

 045 (211) 7358

FAX: 045-211-7381

## 紛争自主解決支援セミナー

講演: 「効果的なハラスメント対応」 講師: 田原さえ子 氏

日時: 平成29年11月17日(金) 13:45~16:00

セミナー参加申込書 個人のお名前は不要です。



会社等の名称

連絡先電話番号 ( ) 参加者 名

~~~~ セミナー当日にFAXした申込用紙を受付に提出してください ~~~~

公益財団法人 横浜企業経営支援財団

### 横浜情報文化 センター 6階 情文ホール

横浜市中区日本大通 11番地

1階からエレベーターで6階に直接お越しくください。

(「日本大通り駅」からの直通エレベーターはありません。)

- ・ みなとみらい線 「日本大通り駅」3番出口すぐ
- ・ JR京浜東北線 「関内駅」南口徒歩10分
- ・ 市営地下鉄 「関内駅」1番出口徒歩10分

